

ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 ネーミングライツ導入の目的

財政基盤をより安定的なものにするため自主財源の確保に取り組み、公園の持続可能な維持管理を行うことで、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 対象施設の概要

NO	施設名	所在地	主な施設内容
1	ふれあいパーク・緑の丘	可児市羽崎 1269 番地 38	全体面積 22.5ha 芝生広場 3.5ha イベント広場 0.7ha エントランス広場 0.7ha 遊び広場 0.9ha 複合遊具 1 基 外周園路 1 km
2	ふるさと川公園	可児市下恵土 196-1	全体面積 3.3ha 芝生広場 0.4ha 複合遊具 1 基 せせらぎ流路工 1 km 噴水施設 1 式
3	鳴子近隣公園	可児市今渡 2121	全体面積 1.0ha 複合遊具 1 基 テニスコート 4 面

3 ネーミングライツの範囲

対象施設の愛称として、企業名、商品（ブランド）名等を付けることができます（条例で定める施設名称の変更を行うものではありません。）。

ただし、愛称の付与にあたっては、次項についてご留意下さい。

また、契約期間中の愛称変更はできません。

4 愛称の条件

公共施設にふさわしい愛称として、親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさなど、市民の理解が得られるものとし、愛称読み仮名の文字数は長音符等を含めて 15 文字程度を限度とします。また、公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。不適切なものを例示すると、次のとおりです。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの

- (3) 人権の侵害又は名誉棄損になるもの
- (4) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (5) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの
- (9) 個人の氏名
- (10) その他市長が適当でないと認めるもの

5 契約希望期間及び契約希望命名権料

契約希望期間	3 年以上 ※ 更新時には優先交渉権を有します。
契約希望命名権料	ふれあいパーク・緑の丘 年額 180 万円以上 ふるさと川公園 年額 130 万円以上 鳴子近隣公園 年額 30 万円以上

6 愛称使用開始日

令和 5 年 4 月 1 日から

7 命名権料の支払い

当該年度分を一括して毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までに市が指定する口座へ振り込んでいただきます。

8 応募資格

次に掲げる業種又は事業者に該当しない法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でないと認められるものは対象外とします。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はこれらの組織と関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの及びこれに類似するもの
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に該当するもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) とばくに関するもの
- (6) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (7) 社会問題を起こしているもの

- (8) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (10) 連鎖取引販売、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続中又は更生手続中のもの
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 行政機関からの指導を受け、改善がなされていないもの
- (14) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

9 応募方法

書類の提出は、持参又は郵送で行ってください。

(1) 提出書類

- (ア) ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式第 1 号）

※ 対象施設ごとにご提出ください。複数施設を応募される場合、下記については兼用可能とします。

- (イ) 会社概要のわかるもの（任意様式）

- (ウ) 直近 3 年間の決算報告書

- (エ) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

- (オ) 法人税、法人事業税、法人住民税の納税証明書（直近 1 年間）

- (カ) 地域貢献等の実績及び計画（任意様式）

※ 地域貢献における市との関わりや、取組状況・今後のビジョン、そしてネーミングライツへの意欲などについて記したものをご提出ください。

(2) 募集期間

令和 4 年 11 月 1 日（火）から令和 4 年 12 月 9 日（金）

※ 郵送の場合は必着

(3) 提出先

〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

可児市役所 建設部 都市整備課

電話（0574）62-1111 内線 2284、2285

10 質疑の受付

募集要項に関して質疑のある場合は、ネーミングライツ質問票（別紙様式第 2 号）を提出してください。提出は、郵送、持参、FAX 又は E メールで行うことができます。なお、口頭による質疑は受け付けません。

(1) 質疑受付期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月25日（金）

※ 郵送の場合は必着

(2) 回答方法

随時、可児市のホームページ内で回答します。

11 選定方法

市が設置する選定委員会において次の事項を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー候補者及び優先交渉者順位を決定します。

なお、応募が1社だけの場合も、選定委員会においてネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか審査を行います。

- (1) 応募資格
- (2) 経営状況
- (3) 命名権料
- (4) 契約期間
- (5) 愛称(案)
- (6) その他

12 選定結果

選定の結果は、すべての応募者に文書で通知します。

13 契約の締結

市は、優先順位の高い候補者から契約内容について協議を行い、合意に至った場合に契約を締結します。

また、契約が締結された場合は、決定した愛称、ネーミングライツ・パートナーとなった団体、契約金額等を公表します。

14 ネーミングライツ・パートナーに対する特典

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。なお、特典の権利については、第三者へ権利譲渡や転貸などはできません。

- (1) 指定する箇所に愛称の掲出が可能です。

- (ア) 愛称の掲出が可能な場所

公園入り口付近の市が指定する場所2箇所

※ 上記以外の掲出については、個別に協議させていただきます。

※ 愛称を掲出する場合の配色などについて、協議させていただく場合があります。

- (イ) 費用負担

愛称の掲出に伴う費用負担については、次表のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、ネーミングライツ・パートナーの費用負担については、命名権料とは別に負担していただきます。

区 分	費用負担
施設の表示変更及び新設、案内表示の変更	ネーミングライツ・パートナー
周辺道路の施設案内標識の表示変更	
市が配布する印刷物、ホームページの表示変更	市

(2) 年2日、公園（鳴子近隣公園についてはテニスコート含む）を無料で使用することができます（休園休業日は除く）。

① 公園：使用時間は9：00 から 17：00（8時間）までとします。

② テニスコート（全4面）：使用時間は8：00 から 16：00（8時間）までとします（照明利用料金を除く）。

(3) 年1回、市広報誌に広告掲載が可能です。

※ 掲載サイズは「縦 60 mm・横 80 mm」で、掲載場所はお知らせ記事下段とします。

(4) その他特典の提案が可能です。

15 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるときその他ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は契約の解除をすることができます。この契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担します。なお、契約を解除した場合は、当該年度分の契約金額は返還しません。

16 その他

(1) 応募にあたっての負担は、全て応募者の負担になります。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 新たに設置した看板、表示変更等により第三者に損害が生じた場合や、施設につけた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の責任は、ネーミングライツ・パートナーが負います。

17 問い合わせ先

〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目1番地 可児市役所 建設部 都市整備課

電話 (0574) 62-1111 FAX (0574) 62-1542 E-Mail tosiseibi@city.kani.lg.jp